

# ハンセン病者の運動における差異化と同一化

—— 沖縄愛楽園を事例として ——

桑 畑 洋一郎

## 1 はじめに

### 1.1 研究の目的

本研究は、ハンセン病者の運動における差異化と同一化を、沖縄のハンセン病療養所である沖縄愛楽園における日本本土との「格（較）差」をめぐる議論の変遷から考察するものである。具体的には、沖縄愛楽園において1973年より発行されていた自治会機関誌『時報（すむいで）』において、日本本土と沖縄の療養所との「格（較）差」が具体的かつ詳細に論じられていた創刊から1980年頃までの間に、どのような「格（較）差」があるとされ、それはなぜ生じた「格（較）差」であり、なぜ解消が必要で、どのように解消されるべきとされたのかの変遷を追う。言うならば、沖縄愛楽園の自治会機関誌における言論活動を、ハンセン病者によるある種の社会運動として捉え、それがどのように駆動していたのかを他の療養所との差異化／同一化の観点から明らかにすることを目的とするものである。

### 1.2 先行研究の検討と本研究の意義

沖縄のハンセン病療養所において本土復帰をめぐる他の療養所との「格（較）差」が議論されたことについて分析が行われたことはこれまでほとんどない。井伊文子とハンセン病療養所との関係を論じた阿部安成（2020）において、主題とは異なる部分で、本土復帰前に愛楽園で発行されていた『愛楽』誌において「格（較）差」が問題視されていたことが言及されている程度である。また、沖縄のハンセン病療養所に関連する人々への調査を元に、「ハンセン病者」というアイデンティティの揺らぎを考察した鈴木陽子（2020）においては、本土復帰後に療養所自治会が力を入れたものの1つである、戸籍取得運動についての論述があるが、やはりこの「格（較）差」に関する議論はなされていない。

しかしながら、本土復帰により、同じ病を経験してきた他園の病者と運動を共通させることになった沖縄愛楽園の自治会が、沖縄独自の問題を沖縄独自の問題としながら、同時にいかに全体の問題として示していくことが可能だったのか（あるいはできなかったのか）を探ることは——すなわち沖縄をめぐる差異化と同一化の実際を明らかにすることは——、病者の社会運動における連帯の複層性を明らかにすることにつ

ながる上で重要だと思われる。

このことには、まずもって、「医療と生活とが複雑にからまりあう社会の縮図」（松岡 2020: 3）における、ハンセン病者の「自治会活動という集団的な実践」（松岡 2020: 3）への注目を通して、多様な人々から成る病んだ人々の共同体が、葛藤や衝突を交えながら病を基盤にしていかに意志を統一していくことが可能であったのかという（医療）社会学的な観点からの社会運動論的な問いに接続可能となる点に意義があろう。

医療社会学においては、主にセルフヘルプ・グループへの注目がなされ、当事者同士の支援＝ピア・サポートに関する研究が一定数蓄積されてきた（たとえば（伊藤 2009）（伊藤編 2013））さらに、ピア・サポートも含めた当事者団体内の活動を基盤に、団体外へなされる働きかけを社会運動として捉える研究も蓄積されてきている（たとえば本郷正武（2007; 2017）、前田泰樹（2016）、前田泰樹・西村ユミ（2018）、齋藤公子（2019）、桑畑洋一郎（2017; 2020）など）。

本研究もこの後者の研究の潮流に位置づけられるものである。とは言え、こうした研究においては、どちらかと言えば希少性疾患やガン当事者による近年の運動に焦点が当てられがちである。そうした中で、過去から脈々と続いてきたハンセン病者の運動を再検討することで、現代的な病の当事者運動に過去からの示唆を得ることに本研究の意義はある。また、本研究では達成できていないが、沖縄全体における、本土復帰後の日本本土との「格（較）差」をめぐる議論との異同を検討可能となる沖縄研究的な問いに対する接点を模索する基盤を築く上でも意義がある。

## 2 沖縄愛楽園の自治会、『時報（すむいで）』、全患協・全療協について

まずは本研究で主に取り上げる沖縄愛楽園の自治会と、自治会機関誌である『時報（すむいで）』、さらに療養所入園者の組織である全患協・全療協について説明を加えたい。

### 2.1 沖縄愛楽園自治会について

沖縄愛楽園自治会は、「入園者が一丸となって、園当局の方針に是々非々主義で臨むことのできる」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 159）組織である「一心会」が1940年に結成されたことに端を発する<sup>(1)</sup>。その後「国頭愛楽園翼賛会」（1944年）、「沖縄愛楽園共愛会」（1947年）と名称と性格を変えながら続き、現在の入園者自治会へと至る。

なお、本研究で主に注目する1980年終盤までの自治会会長は以下のように変遷している。

表1：沖縄愛楽園自治会会長<sup>(2)</sup>の変遷（～1988）

((国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 416-419) を元に作成。備考欄も同じ)

在任期間	氏名	備考
1944年～1945年	高峰 朝三郎	第二代園長早田皓に任命され「國頭愛楽園入園者翼賛会」を1944年6月に結成。一心会事件 <sup>(3)</sup> を起こして退園処分。自宅謹慎。
1946年	久鷹 登代志	1942年4月に本土から転園。1943年「新耕地事件」 <sup>(4)</sup> の首謀者として退園処分を受けたが、1946年2月8日のニミツ布告指令第115号で収容され再入園。少年少女寮の寮夫をしていた。
1947年前期	宮良 保	
1947年後期～1948年	比嘉 太郎	捕虜収容所から療養所へ。
1949年～1951年	徳田 祐弼	1947年5月13日に本土から転園（引き揚げ）。転園してきたメンバー（218人）の代表。聖公会祈りの家教会の司祭。
1952年～1953年	新木 亀次郎	高峰、宮良、比嘉と親密。澄井校 <sup>(5)</sup> 教師。琉球政府への直接陳情の道を拓いた。後に退園し、区長や教育委員に選ばれたとのこと。
1954年	徳田 祐弼	既述のため省略。
1955年～1957年	吉田 英一	青年寮長。退所しハンセン病予防協会事務局長や福祉関係施設の運営者を経験。
1958年	徳田 祐弼	既述のため省略。
1959年	南山 正夫	愛楽学園 <sup>(6)</sup> の教師。退所しハンセン病予防協会勤務後に恵楓園に再入園。
1960年	徳田 祐弼	既述のため省略。
1961年～1962年	南山 正夫	既述のため省略。
1963年～1964年	宮城 つとむ	青年寮指導者。退所。
1964年	新木 亀次郎	既述のため省略。
1965年前期	三上 武	1947年5月に本土からの引き揚げにより転園。伊波園長が打ち出した「ハンセン病登録制問題」 <sup>(7)</sup> を会長として阻止。ペンネーム「浜たけし」。
1965年後期	田場 盛吉	1946年12月台湾から引き揚げてきて入園。愛楽学園、澄井小中学校の教師。全患協支部長や沖縄ブロック会議長も。
1966年	天久 佐信	1947年5月に本土からの引き揚げにより転園。カトリック教会を建設。全患協支部長、沖縄ブロック会議長も。
1967年	田場 盛吉	既述のため省略。
1968年	天久 佐信	既述のため省略。
1969年～1970年	田場 盛吉	既述のため省略。
1971年～1972年	天久 佐信	既述のため省略。
1973年～1976年	田場 盛吉	既述のため省略。
1977年～1979年	天久 佐信	既述のため省略。
1980年～1983年	高江洲 義昇	本土復帰後に他園から転園。
1984年	松川 俊夫	
1985年	仲村 親昭	
1986年～1987年	松川 俊夫	
1987年～1988年	小底 秀雄	澄井校卒業者として初の自治会長に。

## 2.2 『時報（すむいで）』について

『時報（すむいで）』とは、1973年に発行され始めた入園者自治会編集の機関誌である。すなわち、本土復帰の直後に発行され始めた機関誌である。上述のように、本土復帰前に既に「格（較）差」に関する議論が機関誌上でなされていたとの指摘はあるが、本土復帰を実際に果たした後に「格（較）差」がどう扱われていったかを問うのが本研究の主題である。こうした主題に照らし合わせると、『時報（すむいで）』は分析に適した資料であると思われる。

『時報（すむいで）』は、当初は月刊で、後には季刊で発行されてきた。なお名称は、第4号まで『時報』で、その後『すむいで』と改称されている。発行は第253号（2000年5月）までであり、筆者は発行されたものすべてを所有している。『時報（すむいで）』は『愛楽新聞』（1959年から1971年まで）を受け継ぐ性格のものであり、自治会や全患協・全療協の活動報告、療養所職員（主に園長）による寄稿、入園者の文芸作品の掲載、自治会役員による意見・主張が掲載されてきた。

## 2.3 全患協・全療協について

全患協とは、全国ハンセン病患者協議会の略称（創立当初は全国癩療養所患者協議会）であり、ハンセン病療養所入所者の組織である。1951年に創立された、特に1952年からの「らい予防法闘争」など、時にはストライキやデモ行進なども行いながら病者の権利を獲得しようと運動してきた組織である。

創立当初は多磨全生園に本部が置かれ、多磨支部自治会長が自動的に全患協の議長を兼任し、事務局も多磨支部の自治会執行部が担っていた。しかし徐々に多磨だけで本部機能を担うことの負担が大きくなったため、他地域の療養所による持ち回り制が取られる。然しさらにその後組織機構の変更が生じ、中央執行委員会を置き、執行委員を各ブロックから選出した上で組織を運営していく中央執行委員会制度が取られるようになった（全国ハンセン病療養所入所者協議会編 2001: 101-103）。

なお全患協は1996年に全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）と改称され、らい予防法違憲国賠訴訟などでも中心に位置して活動を続けてきている。

## 3 分析の方法

本研究では、『時報（すむいで）』において、沖縄と本土の療養所との「格（較）差」に言及された記事に注目し、1章で述べたように、どのような「格（較）差」があるかとされ、それはなぜ生じた「格（較）差」であり、なぜ解消が必要で、どのように解消されるべきとされたのか分析していくこととする。したがって本研究では、

記事中に「格差」「較差」の語がある記事を分析対象としている。

なお本研究では、上記の事項を分析していく際に、その実在性や妥当性についてはそれほど重視しない。つまりは、「格(較)差」とされたものが実際に存在していたのか、あるいは「格(較)差」解消の必要性を示すために用いられている論理が実際に妥当かどうかといったことはそれほど問わない<sup>(8)</sup>。本研究では、そうした「格(較)差」が——実際に存在したかどうかではなく——存在すると表明されたことや、論理が——妥当であるかどうかではなく——用いられたこととその機能に注目して分析と考察を進めることとする。なお、引用文中の亀甲括弧〔 〕は筆者による補足である。

## 4 結果

以上をふまえてここからは、『時報(すむいで)』における「格(較)差」の議論を追っていくこととしたい。

### 4.1 どのような「格差」が問題とされてきたのか。

本土療養所との「格(較)差」については、第1号(1973年7月)から取り上げられてきた。第1号には「格(較)差」に言及した記事が2本存在している。どちらも署名がないので自治会によってまとめられた記事であると思われるが、そこでは以下のようなことが述べられている。

本土各園との間に、施設、職員数、医療、生活のすべての面で比較してみて、本土各療園の五〇%にも足りない(中略)患者の食糧費、給与金は本土各療園並みになったが、厚生省の公約の類似園並にすると言う施設、職員数、患者作業賞与金などの較差は甚だしい。(中略)〔沖縄愛楽園では、独身寮の〕切替棟、夫婦療の二寮制は見通しもない。(中略)〔入園者-職員比は本土が3.5-1なのに〕患者五、三名に対し職員一名である。(中略)〔患者作業賞与金は、本土が平均で1月当たり4,697円/人なのに対し〕沖縄愛楽園では月一人十ドル(三千六百円)平均支給されている(後略)「本土並み底上げを!!49年度予算の特別措置を要請」(署名なし。第1号, 1973年7月)

要求項目としては、医師・看護婦を含めた職員の増員、不自由者の職員看護切り替えを49年度中に終了、施設整備の早期完了、障害福祉年金の昭和34年までの遡及支給、沖縄地方医務局設置。「沖縄二園の充実と改善など48年度運動方針を決定全患協第20回支部長会議」(署名なし。第1号, 1973年7月)

つまりは、沖縄において復帰当初問題とされた「格（較）差」は、職員数・生活費用・施設整備・年金遡及支給といった問題であったことが分かる<sup>(9)</sup>。ただしこうした要求項目は、外部から自治会にもたらされた情報や、あるいは自治会外の状況の変化に影響を受けながら、加除修正されていくこととなる。

たとえば、第6号（1974年3月）では、

先生の話によると、本園における耳鼻科の機材が故障したり、あるいは十四、五年前の古い機材で使えない状態(中略)本土療園では耳鼻咽喉科があつて(後略)「医療器具の不備を指摘耳鼻科の診療に永田先生が来園」(署名なし。第6号, 1974年3月)

と、外部（星塚敬愛園から来園した永田マル医師）から「格（較）差」を知らされることで、入園者が問題性を認識していたことが分かる。特に医師不足については、この他にも、

本園の場合、復帰はしたものの未だに本土療園との較差が著しく、特に医師不足は頭痛の種（後略）「新垣先生〔内科医の新垣学氏〕の留任運動全入園者の署名捺印で極力留任の嘆願書を提出」(署名なし。第7号, 1974年4月)

といったように、医師の転出といった自治会の運動とは直接関連しない出来事をきっかけに本土との「格（較）差」が認識されることとなっていたようである。また他にも、やや細かいものであるが、賃金職員（非常勤職員）の定員化（第45号, 1978年5月）や、入園者の高齢化や障害がある入園者向けの介助予算の要求（第67号, 1980年3月）、他療養所には存在していた園から園への「里帰り事業」が遅れて実現したこと（第68号, 1980年4月）といったものも、「格（較）差」是正の要望<sup>(10)</sup>に付加されていくこととなっていた。

以上より、繰り返しにはなるが、本土復帰当初は職員数・生活費用・施設整備・年金遡及支給といった事項が問題化されていた。そこに加え、自治会が周囲から情報を得て新たな「格（較）差」問題を発見したり、あるいは自治会とは直接関連しない状況の変化——医師の転出、非常勤職員の問題、療養所同士の／療養所外との交流活性化、高齢化といった変化——を受けながら、是正が求められるべき「格（較）差」が指摘されていったことがうかがえる。

なお、本土療養所との「格（較）差」是正は、『時報（すむいで）』の最終号である

第253号（2000年5月）においても

本土復帰から二十八年を経てもなお較差が是正されていない事に大きな不満が〔沖縄ブロック会議で〕噴出した。沖縄強化特別措置の維持、継続を強く求めると共に（後略）「第32回沖縄二園ブロック会議を開催療園の抱える問題点を中心に議論」（署名なし。第253号，2000年5月）

とあり、確認できる限りは本土復帰後2000年代に入っても問題化され続けていたことがうかがえる<sup>(11)</sup>。ただし、本土復帰当初のものほど具体的な「格（較）差」は示されておらず、それなりに解消が進んだ後<sup>(12)</sup>でなお残ると認識されていたものについて主調されていた、あるいは、ある種の運動戦略として主張され続けていたのだろうと思われる。

#### 4.2 なぜ「格（較）差」は生じた（とされてきた）のか

続いては、「格（較）差」が生じた理由とされていたことについて見ていくこととしたい。4.3節で取り上げる「格（較）差」解消の必要性とも関連することであるが、「格（較）差」はなぜ生じたとされていたのか。

最初期から見られるものが、沖縄が米国によって統治されていたことを「格（較）差」発生の理由とするものである。例えば以下の通りである。

〔松村行雄沖縄愛楽園支部執行委員の発言として〕沖縄が二十七年間異民族支配により本土療園との間に職員配置、施設整備の面に大きな格差のあることを訴え（中略）〔全患協のスローガンとして〕沖縄二園は戦後長期にわたり外国施政権下の圧政の中で、多くの犠牲と困難を強いられ（後略）「沖縄二園の充実と改善など48年度運動方針を決定全患協第20回支部長会議」（署名なし。第1号，1973年7月）

沖縄が習慣も言葉も異なる異民族に植民地的支配で敗戦処理が始まったのにひきかえ、本土は民主憲法のもとに立ち上がったため（中略）。本土が（中略）高度成長経済構造の中に療養所も管理運営されてきたのに、基地経済、援助経済の沖縄の貧困経済の中で、国家財政で管理運営されている療養所を、貧乏沖縄が二つの療養所を管理運営している実態（中略）。沖縄の療養所が戦後沖縄人ばかりで管理運営をし、その歴史と伝統が浅いのに比べて、本土各療園が五十年、六十年の歴史と伝統を持ってきたと言うこと（後略）「主張本土各療園との較差を斬る」（署名なし。第

2号, 1973年9月)

つまりは、日本から切り離され「異民族」による「植民地的支配」を受けてきたこと、またそうした「植民地的支配」が、日本本土の「民主憲法」とは異なる性格を持っていたがために、本土療養所との「格(較)差」は生じたとするものである。

先に述べた通り、本研究ではこれが実際にそうだったのかどうかということはそれほど重視しないが、「格(較)差」の発生原因の説明論理として、「異民族」による「支配」——それも悪辣な——が示されているというわけである。

また他にも「格(較)差」の発生原因を説明するために用いられているものもある。「異民族」による「支配」と関連もするが、以下のようなものである。

本土復帰直前に起ったドルショックから始まった諸物価の高騰(中略)海洋博開催の工事着工の影響などで、本土以上に沖縄の諸物価高騰は深刻である。「主張昭和四十九年度を迎えるにあたり」(署名なし。第4号, 1974年1月)

本土友園と親善交流をしてみて、異口同音に言うことは、野菜、果物がべら棒に沖縄は高い。日用品、肉類、花卉、衣類まで沖縄は高い。人件費は本土の二倍であると言う。本土友園と同じ予算では、沖縄の本土並みの夢ははかなく較差是正は空念仏で、較差はますます深かまるだけである「昭和五〇年度予算に想う」(自治会副会長の友川光夫の文章。第15号, 1975年2月)

つまりは、物価高等沖縄の経済的な脆弱さを、「格(較)差」の発生原因とする論理である。先に見た「異民族」による「支配」もそうだが、本土とは異なる状況を抱えている沖縄の特殊性を、「格(較)差」の発生原因として位置づける論理である。

またもう1つ、それほど数は多くないが、以下のような論理も見られる。

〔在宅患者の不利益について〕在宅制は沖縄だけで、本土十一療養所にも都道府県にもない制度だけに、政府は見落としがちの問題であったのだろう「ハ氏病在宅患者の援助」(自治会副会長の友川光夫の文章。第17号, 1975年7月)

小泉会長以下中央本部の幹部諸君が、幾度となく愛楽園オルグのため来園しているにもかかわらず愛楽園のかかえている苦悩と現実を、「特別交渉の必要なし」という程度にしか理解し認識していないという事実である(後略)<sup>(13)</sup>「運動の原点に



かえろう本土との格差是正問題」(全患協予算要求中央行動沖縄支部代表大村堯氏の文章。第18号, 1975年8月)

この様に本土友園との較差是正がなかなか進展しないのは、沖縄二園の実情を認識し、理解しようと敢てしない大蔵省、厚生省、行政庁など関係当局や、本土友園のヤマトンチューの感覚に起因するのではないかと、ひがみたくなるのである(後略)「本土との格差是正は沖縄の特殊性認識から」(友川光夫の文章。第22号, 1976年2月)

[愛楽園における病棟の室内温度調査結果が示された後] 厚生省の予算の示達配分に当って、その環境や立地条件が加味されることは当然である(中略) 亜熱帯に属する地域施設に対してなんらの配慮がなされていないことは、本省の防暑に対する無理解と云わざるを得ない(後略)「室内温度調査結果を総括する」(署名なし。第39号, 1977年11月)

このように、先に見たものも含めて、沖縄の種々の「特殊性」に対する本土の人間——その中には全患協・全療協等をはじめとした他の療養所入園者も含まれる——の「無理解」を「格(較)差」の発生原因——というよりなかなか解消されない原因——として位置づける論理も散見される。

#### 4.3 なぜ解消が必要なのか

4.2節で見てきたことと関連することであるが、ここからは、なぜ「格(較)差」の解消が必要とされたのか、「格(較)差」解消の必要性を説明される際に用いられていた論理を見ていくこととしたい。

解消の必要性を説明する際に用いられている論理としてまず目立つものが、前節で見た沖縄の諸々の特殊性である。いくつか列挙すると以下のようなものがある。

二十七年という長期間、異民族の支配下にあつてひたすら希い求めたのは祖国へ帰る事でした。復帰すればすべてが速やかに本土並みに切り替えられるものと期待し、信じて疑わなかったのですが(後略)「本土並み底上げを!! 49年度予算の特別措置を要請」(署名なし。第1号, 1973年7月)

[米国によって建てられた建築物は一見いいもののように見えるが] 設計が台風

のみを重視し、夏の長い沖縄の気温や、ここがハンセン氏病患者の療養する場所であることを忘れたかのごとく設計されており（中略）全施設が不適合で改増築をしなければならない。「主張本土各療園との較差を斬る」（署名なし。第2号, 1973年9月）

このように、前節で見た「異民族」による「支配」をはじめとした沖縄の特殊な状況が述べられた上で、「祖国」への復帰によって「本土並み」になると期待してきたことが示される。また、上掲引用文の後者の記事では、引用した部分以外の箇所「本土復帰したら本土並みにしてやる」と言う公約の不履行」を責める文面や、「本土並み」にならないことが「憲法第十四条、第二十五条」に抵触すると指摘する文面もある。このように、沖縄の療養所を「本土並み」にすることは、本土復帰を果たし同じ憲法の下に暮らす人々の「人権」の問題であり、ゆえに必要なことであるとする論理が見られる。同様の論理を用いて「本土並み」を要求する文章を他にも引用してみたい。

私達共通のこの要求が満たされない限り真の意味の戦後処理は完うされたことにはならないと思うのです。私たちは二十七年間、米国の施政権下に在ったことは事実ですが、だからとて、国法や強権をもってしても規制できない精神の領域まで米国支配にゆだねてきたわけではないのです。（中略）私たちのひたぶるな心情からすれば、国民は平等分けても福祉法の恩恵は時代を越え、政治的制約を越えてあまねく公平に及ぼすべきだと考える次第であります。更につけ加えますと、太平洋戦争の戦時体制づくりから終戦までの、あの悪夢の才月を私たちはどのように処遇されてきたでしょうか。（中略）戦争の被害を幾層倍も大きくこうむった沖縄の私たちが、本土の同胞よりも冷遇される筋合いはないと考えます。「福祉年金の遡及支払い実現を訴える」（自治会常任役員の知念武の文章。第13号, 1974年11月）

以上のように、沖縄が「異民族」の「支配」や戦争を通して苦難を経験してきたこと、だからこそ本土復帰を果たした今は、憲法に規定された「人権」の観点から「本土並み」にすることが必要であり、また「本土並み」を実現することが国としての責任であると説かれてきた。

なおこうした際に用いられる「人権」や「平等」は、上掲引用文からも示唆されるように、あるいは、第1号に掲載された別の記事に、

物価の高騰、基地の不完全返還、赤鉢巻闘争など、不安定な沖縄の姿を巷間に浮彫りしている。百万県民の苦悩はまた、我々ひとりひとりの苦しみである。「主張

本土復帰二年目を迎えて」(署名なし。第1号, 1973年7月)

とあるように、ハンセン病療養所だけではなく「百万県民」と共通して有するべきものであると概念化されている。すなわちここで言われる「人権」とは、ハンセン病患者であるからこそのものではなく、あらゆる人々が有しており、にもかかわらず「異民族」の「支配」によって沖縄の人々が剥奪されてきたものとして位置づけられているわけである。

一方で、上記のようなあらゆる人々に共通する「人権」ではなく、別の権利の観点から「本土並み」を実現する必要性が説かれることもあった。

[本土では]療養所は治療の場であり、福祉増進の場であり、療養者のものであり、療養権が最優先すべきものであるとその確立をみたのである。(中略)[そうなる前は]療養所の職員が入園者を飼育し撲滅してゆく場として、その間の生活をさせる手段として作業させその奨励金として(中略)療養所を生活の場とさせ、その生活資金得たさのため働き、過労のため手足や目に病気の増悪をきたさせ、後遺症をつくり、身障者となってゆく入園者が多かった。この無謀な療養生活にプロミンが新憲法が目ざめさせ(中略)[一方愛楽園では]本土友園であった十年前の無謀な療養生活が現在行われて、(中略)友園の療養生活療養所の姿、医療職員の看護態度をつぶさに視察してきて、始めて療養権の確立がおくれているのを知ったのである。「新しい療養所づくりには和の結集で」(自治会副会長の友川光男<sup>ママ</sup>の文章。第11号, 1974年9月)

すなわち、療養所で治療を受けながら暮らす「療養権」の観点から、「本土並み」化を求めるといふ論理である。ここで用いられている「療養権」は、先に見た「人権」「平等」といったものと異なり、ハンセン病療養所の入園者だからこそ有する権利として概念化されていると思われる。「療養権」という概念そのものを用いてはいないにせよ、同様の主張は他の論者によっても行われている。

最近病室収容患者でそのため死亡したと思われる例があり(中略)憲法で人権の平等が認められている現在私達療養者の人権が除外されていない事は申し上げるまでもありません。「内科専門医を早急に配置して下さい(請願)」(自治会会長の田場盛吉の文章。第12号, 1974年10月)

上掲の田場の文章では「憲法」における「人権」「平等」といった語が用いられているが、この場合は万人が有する権利ではなく「療養者の人権」として、友川の「療養権」と同様に特定の人々のみに適用される権利の観点から「本土並み」が求められていると理解されよう。

さて以上のような、「権利」の観点から「本土並み」を求める論理とはまた異なるものもある。それは、沖縄のハンセン病罹患率の高さである。この論理は、主に園長の犀川一夫が用いていたものであり、以下のようなものである。

本土に比して癩の罹患率三〇〇倍も高い沖縄の癩問題を解決するために、沖縄の癩療養所の施設整備や職員の増員を大巾にはかるべき（後略）「昭和51年度の沖縄県下の癩新発生患者状況について」（園長の犀川一夫の文章。第34号，1977年3月）

日本のらいを大局的に疫学の面から考えるとき、現在日本でらいの感染源対策を必要としている地域は、沖縄が重点である事には、うたがいはない。（中略）沖縄2園の施設整備、医療の充実、医療人の増、定床の増をはかる事は、とりもなおさず現在日本のらい対策を進める上に必要である（後略）「沖縄愛楽園の増床の必要性について」（園長の犀川一夫の文章。第35号，1977年7月）

こうした論理を用いていたのは圧倒的に犀川が多いが、自治会側の書き手と思われる文章においても同様の論理が用いられたこともあった。

実に年間六・七十名前後の新発生患者が出ているのであります〔これは本土と比較して多い〕「主張増床対策の緊急性を訴える」（署名なし。第36号，1977年8月）

以上のように、「人権」「平等」や入園者の権利といった観点とはまた異なり、いうならばハンセン病対策を効率的に進める上でも「本土並み」化を必要とする論理が用いられることもあった<sup>(14)</sup>。

#### 4.4 どのように解消すべきか

「格（較）差」をめぐる論理に関して、「格（較）差」をどのように解消すべきとされてきたかを見てみたい。なおここでは、解消に向けた運動の姿勢について『時報（すむいで）』上で用いられていた論理に注目する。「どのように解消すべきか」というトピックには、陳情など運動の方法論についても含まれるが、『時報（すむいで）』を

読んだ限りでは方法論について論じたものがほとんどなかったため、今回は取り上げない。

さて、「格（較）差」の解消に向けた運動の姿勢として多く示されていたもの1つが、療養所入園者内での協力体制を強くすることである。例えば以下のようなものがある。

福祉向上根願成就のため、入園者全員の最善の努力と団結の結集が必要であろう。「主張本土復帰二年目を迎えて」（署名なし。第2号，1973年9月）

忍耐と努力と人の和で協力してゆけば、戦時中、戦後のあの耐乏の時代も克服してきたし、敗戦によって、平和と福祉国家へと鞍替えもした。昭和四十九年を福祉二年目と実質ともに実現することも国民の姿勢の問題であり、療養所を明るくするのも、療養所の職員、入園者、政府、社会の前向きの姿勢ではないだろうか。「主張昭和四十九年度を迎えるにあたり」（署名なし。第4号，1974年1月）

以上に引用した2つの文章では、愛楽園内での「努力と団結」や「人の和」が説かれ、また後者の引用文にあるように、愛楽園が経験してきた「戦時中、戦後の」「耐乏の時代」を「克服」してきた記憶が想起させられることとなっている。すなわち、過去に経験してきた苦難と、それを乗り越える原動力となった「和」が、「本土並み」を実現するための運動においても重要なものとされている。また、こうした文脈において、愛楽園創立の起源が示されることも多い<sup>(15)</sup>。

青木恵哉師〔沖縄愛楽園開園に尽力したハンセン病者。注3を参照〕の祈りに応えるような療養所とならなければならない。（中略）今はただ“和を以って貴しとなす”と言う通り、（中略）名の如く愛の園、楽園の療養所となさねばならない。「新しい療養所づくりには和の結集で」（自治会副会長の友川光男の文章。第11号，1974年9月）

この限られた中でみんなが一つであり、連帯に結ばれている意識を日常生活の中で深めてゆく努力が必要（中略）実際に石で追われた迫害の苦難の時代に誕生し、開園された愛楽園の創立は、それを待ち望んでいた人々にとって、まさに神によってえられた島として（中略）今や、人も変り、時も変り、そして愛楽園創立の心<sup>(16)</sup>も次第に遠くなりつゝあるが、そうであるにせよ、青木恵哉先生を過去の人にしてはならないし、ましてや顕顕碑の中に閉じ込めてはならない。「年頭に当たって」（自

治会会長の高江洲義昇の文章。第77号, 1981年1月)

療養所内での協力体制が以上のように重視された一方で、療養所間での協力体制も重視されることがあった。ただしそれは、沖縄の問題を他療養所が理解し、沖縄の2園への配慮や支援を他療養所に求めるものであった。以下のようなものが典型例である。

〔予算折衝の概要が列举され〕沖縄支部が今次大戦の戦禍ですべてを灰燼に帰しゼロから現在の沖縄愛楽園独自の力で築き上げたことを本土各療園、全患協本部ももっと理解してほしい。(中略)全患協本部はもちろん、本土各支部でも、沖縄支部の本土各療園との較差問題を理解し、本土各療園と同一線上に底上げして初めて、全患協組織の一つとして、同行動、同一共通の要求、を推し進めるべきだと考える。(中略)いつまでも沖縄を特別視することはまだ沖縄を差別視しているようなものだと考える。「昭和四九年度予算復活行動の総括」(署名なし。第7号, 1974年4月)

以上のように、療養所内で共有されている記憶や起源と結び付けられて「和」が説かれ、他の療養所との関係においては、戦火と関連付けられた沖縄の苦難を根拠に、沖縄に対する配慮を求める形で協力体制が必要とされることとなっていた。

またさらに一方で、これも前節で見たものと同様に、主に園長の犀川一夫によって説かれることが多かった、また別種の協力体制を求める論理がある。それは、本土並みを求め「格(較)差」の解消を進める上でも、療養所周辺地域との分断を避け、療養所周辺地域や他の医療機関との協力を必要とする論理である。確認できる限りでは、この種の論理は第5号(1974年2月)の時点で見られる。

皆様方〔入園者〕の協力を得て、忍耐強く整備して行きたい。これ等の問題も決して私達だけでは進められるものではありません。愛楽園の思想の豊かさ、沖縄における社会的発言を屋我地の一角だけでなく今後はもっともっと、社会にも訴えるべきだと思います。「明かるい療園建設をめざし幸先よい年賀式を挙行」(園長の犀川一夫の文章。第5号, 1974年2月)

この後も、こうした論理を犀川は繰り返し説き続ける。以下にいくつか引用したい。

私の提言であるが、北部地域にある施設は、国立と云わず、県立、私立、——できれば開業医すらを含めて——医師団が協力し、交流し合い、医師の不足をカバー

し地域医療に貢献する様な協力体制を作ったらどうであろうか〔愛楽園からも出向き、愛楽園にも他施設から出向してもらおう形にしたらどうかという提言〕「再び沖縄に於ける地域医療の問題を考える」（園長の犀川一夫の文章。第16号, 1975年5月）

沖縄の医療が根本的にうるおわねば、沖縄の癩園の医療も充実しない。（中略）そのために地域医療の中で癩園の医療を考えるべきで、癩園だけ高い医療を望んでもだめである。（中略）沖縄の医療人が沖縄の癩を病む人の医療と福祉、さらには二元性の問題に取り組んでくれなければ、沖縄から癩をなくする事はむつかしいだろう。「癩に働く医師獲得の困難性」（園長の犀川一夫の文章。第29号, 1976年9月）

癩療養所の医師の充実問題に対しては、私がかねがね地域医療協力を無視しては成り立たないと云う自論を持ち続けて来た（中略）当園が地域社会の中でかかわって存在している意味を大切にしつつ、その具体化を実感しつつ社会とのバランスのとれた整備充実をはかって行かねばならない。「年頭のことば」（園長の犀川一夫の文章。第32号, 1977年1月）

以上のような論理を用いて「格（較）差」解消に向けた運動の姿勢を論じていたのはほぼ犀川のみであったが、犀川としては、沖縄愛楽園が「本土並み」となり「格（較）差」が解消されても、愛楽園以外の医療機関の「本土並み」化が遅れていては、他の医療機関とそれを利用する地域社会の人々から愛楽園に対して悪感情を持たれかねないという危惧があったように読める。また、仮にそうした危惧が現実化してしまえば、以下の引用文にあるように、

やがて来る沖縄地区の医療センター問題についても、今から真の医療の充実につながる内容のものとして、きちんと今から考えておかねばならない。沖縄の様に地域の医療機関との協力体制の出来ている所で、医療をらい療養所の中に集中してしまう事は、らいの医療のインテグレイションの上からも医療の隔離につながる危険もはらんでいる。医療の内容によっては地域医療に分散して考え、又ある専門的なものによっては、施設の医療を高めるといった配慮が厳格になされないと、隔離医療に逆もどりする恐れが充分にある。「昭和54年度予算、復活折衝にあたって」（園長の犀川一夫の文章。第54号, 1979年2月）

犀川が重視し続けた「インテグレイション」も危うくなってしまいかねない。こうし

た背景から、犀川は自治会とはやや異なる内容で、運動の姿勢を論じ続けていたように思われる。

## 5 おわりに

### 5.1 考察

本研究では、『時報（すみいで）』における「格（較）差」の論じられ方に注目し、どのような「格（較）差」があるとされ、それはなぜ生じた「格（較）差」であり、なぜ解消が必要で、どのように解消されるべきとされたのかに注目して分析を行ってきた。

結果、当初問題とされた「格（較）差」は職員数・生活費用・施設整備・年金遡及支給であり、それが、自治会が周囲から得た情報や周辺状況の変化を背景に、解消されるべき「格（較）差」に修正が加えられていったことが見えてきた。また、「格（較）差」が生じた原因としては、「異民族」による「支配」、すなわち米国によって悪辣な統治がなされていたことが主に挙げられ、そこから派生した物価高等の沖縄の経済的脆弱性や沖縄特有の制度の存在も関連して述べられ、そうした、沖縄の特殊性に関する全患協・全療協の無理解から「格（較）差」が生じたとする論理が用いられていた。このことと関連して、「格（較）差」を解消する必要性としても、「異民族」による「支配」をされていた沖縄の特殊性が述べられ、それを脱して憲法に規定された同じ「人権」の下に暮らすようになったからこそ「格（較）差」は解消されるべきと論じられていた。また、こうした、他の沖縄県民も含めた万人と共有する「人権」とは別種の、「療養権」とも表現されるようなハンセン病療養所入園者ならではの権利が「格（較）差」を解消する必要性の根拠として示されることもあった。加えて、主に論じていたのは園長の犀川一夫であるが、沖縄におけるハンセン病罹患率の高さを根拠として、「格（較）差」を解消することが日本全体のハンセン病対策につながるという論理もあった。最後に、「格（較）差」解消に向けた運動の姿勢については、療養所内での「和」が療養所内で共有されている記憶や起源と結び付けられて説かれ、一方では沖縄愛楽園の経験した苦難の歴史と関連付けられて他療養所へ配慮を求める論理が見られた。また、これもやはり主として犀川一夫が論じていたこととして、「格（較）差」解消が原因で、沖縄愛楽園と沖縄県内他医療機関との間で分断が生じることを避けるべきとする論理も見られた。

以上が本研究で得られた結果である。ではこうした結果は、社会的にどのように理解されることなのか。本研究でここまでに見てきたような、「格（較）差」をめぐる論理がどのような社会的機能を帯びていたのか考えてみたい。



まずもって考えられるのが、ここまでに見てきたような論理——特に「格（較）差」発生の原因として用いられていた論理と解消の必要性を説く論理——は、沖縄愛楽園の入園者が『時報（すむいで）』上で展開していた「格（較）差」解消運動の「フレーム」作りとして機能していたということである。社会運動論では、運動の性質を解釈するための枠組みを「フレーム」と言い、そうした「フレーム」は、運動に参加する人々が意識的／無意識的を問わず準備し他の参加者や社会に向けて示すものとされる。『時報（すむいで）』上で用いられていた諸論理もまさにそれであり、特に沖縄の特殊性とそれへの本土側の無理解という論理によっては、沖縄愛楽園が求めている「格（較）差」解消の責務を本土側に帰すことが可能となっていた。全患協・全療協の運動の中で、沖縄2園に特化して予算を割くよう求めることの正当性が、この論理によって可能となっていた。

なお、運動において用いられる「フレーム」は1種とは限らず、複数種類の異なる機能を有した「フレーム」が用いられることもしばしばある。本研究で注目した『時報（すむいで）』上で展開されていた「格（較）差」解消運動も同様であり、前段で述べたような、本土側に「格（較）差」解消の責任を求める様な「フレーム」としての論理があった一方で、犀川が主に用いていたような、沖縄愛楽園と県内他医療機関との分断を避けるべしとするような「フレーム」も存在していた。こうした、「フレーム」の使い分けは、主張を差し向ける相手を見極めながらなされていたのであろう。すなわち、ハンセン病という共通した経験を持ちながら、沖縄戦等の面では異なる経験があることが強調されていたのは、本土の療養所自治会に差し向けられていた主張であったからであると思われる。こうした点で、沖縄の療養所自治会によって展開されていた運動は、他の療養所自治会との差異化が図られることとなっていた。

しかしながらもう一方で、沖縄の療養所自治会が常に他の療養所自治会との差異化を図っていたわけでもない。本研究は、『時報（すむいで）』という沖縄愛楽園で発行されていた機関誌における「格（較）差」に注目したために差異化の機制が強調されることとなっているが、一方では全患協・全療協がある程度<sup>(17)</sup> 一体となって運動を展開したことも、特にらい予防法改正運動などにおいて典型的である（全国ハンセン病療養所入所者協議会編 2001）。つまりは、沖縄の療養所自治会は、他の療養所自治会と相対する場合は差異化を図るような「フレーム」を整え、全体社会と相対する場合は他の療養所と同一化を図るような「フレーム」を整える戦略を取りながら、運動を展開してきたことが本研究からは見て取れる。

またもう1点、社会運動論の内特に「資源動員論」の文脈で、運動の姿勢を論じる際に用いられていた、療養所内で共有されている記憶や起源にも注目すべきであろう

と思われる。「資源動員論」とは、運動を拡大・継続させ、成功に導くためには様々な資源が動員されており、それが運動の成否を左右するとする立場である。本研究で指摘した、沖縄愛楽園で共有されている記憶や起源が「和」の根拠として示されていたことも、ある種の資源として理解できるのではないだろうか。すなわち、ただ単に運動に参加するメンバー同士の「和」の重要性が説かれるよりも、過去に「和」が存在したとされそれが参照されることで、「和」を達成することが可能であるとメンバーに認識させることができる。「昔実現できことは今も可能だ」と認識させやすくなるわけであり、そうした認識をもたらし、運動の結束を高めるための資源として、沖縄愛楽園において共有されている記憶や起源が活用されることとなっていたのではないだろうか<sup>(18)</sup>。

## 5.2 今後の課題

最後に、本研究の課題をいくつか述べて本研究を閉じることとしたい。まず、運動の実際の成果をどう考えるかという課題がある。沖縄愛楽園で「格（較）差」をめぐる主張されていたことがどのような結果を導いたのか。これについては、成果が出たことと運動との因果関係を把握することが困難であるが、何かしらの方法で検討する必要があると思われる。第2に、ハンセン病者の運動に限定されず、沖縄における復帰後の運動——それも特に主に沖縄と本土の経済格差解消を訴える——運動を参照し比較を行うことである。現在の感触としては、沖縄の運動においては、基地をめぐる問題に照準されており、ハンセン病者における「格（較）差」とは異なる文脈の運動が展開されていたようにも感じているが、それが実際どうだったのか、検討する必要があるだろう。第3に、本研究で見た沖縄における「格（較）差」解消運動が全患協・全療協側はどう受容されていたのかということである。すなわち、沖縄愛楽園自治会と他療養所自治会との間の相互関係を見ることである。少なくとも本研究には以上の3点が課題として残る。この点は複数の資料をさらに組み合わせながら、継続して考察していくこととしたい。

## 文献

(紙幅の都合上、『時報（すむいで）』の書誌情報については記載を省略した)

阿部安成, 2020, 「ハンセン病をめぐる療養所を、訪う、知る、報せる（3完）——『おひい様と呼ばれ』たひと井伊文子」『彦根論叢』424: 100-111.

福岡安則, 2020, 「国頭愛楽園が“患者立”というのは“創られた伝説”なのではないか」

- 『解放社会学研究』 33: 120-143
- 濱西栄司・鈴木彩加・中根多恵・青木聡子・小杉亮子, 2020, 『問いからはじめる社会運動論』 有斐閣.
- 本郷正武, 2007, 『HIV/AIDSをめぐる集合行為の社会学』 ミネルヴァ書房.
- , 2017, 「社会運動」盛山和夫・金明秀・佐藤哲彦・難波功士編著『社会学入門』 ミネルヴァ書房, 111-25. 伊藤智樹, 2009, 『セルフヘルプ・グループの自己物語論』 ハーベスト社.
- 伊藤智樹編, 2013, 『ピア・サポートの社会学——ALS、認知症介護、依存症、自死遺児、犯罪被害者の物語を聴く』 晃洋書房.
- 国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編, 1989, 『命ひたすら——療養50年史』 国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会.
- 桑畑洋一郎, 2017, 「病の当事者の共同性/病の当事者と共同性——HTLV-1関連疾患当事者団体の運動に注目して (特集 社会福祉と共同性 (体))」『社会分析』 44: 13-30.
- , 2020, 「HTLV-1関連疾患当事者団体『スマイルリボン』による当事者運動の研究——対内的運動と対外的運動に注目して」『社会分析』 47: 95-110.
- 前田泰樹, 2016, 「新しい分類のもとでの連帯——遺伝子学的シティズンシップと患者会の活動」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根編『概念分析の社会学2——実践の社会的論理』 ナカニシヤ出版, 27-45.
- 前田泰樹・西村ユミ, 2018, 『遺伝学の知識と病いの語り——遺伝性疾患をこえて生きる』 ナカニシヤ出版.
- 松岡弘之, 2020, 『ハンセン病療養所と自治の歴史』 みすず書房.
- 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編, 2006, 『沖縄県ハンセン病証言集——資料編』 沖縄愛楽園自治会・宮古南静園自治会.
- 齋藤公子, 2019, 「肺がん患者は患者会参加にいかなる意義を見出しているか——希少な遺伝子変異が認められたMさんの語りから」『社会学研究科年報』 26: 41-52.
- 鈴木陽子, 2020, 『「病者」になることとやめること——米軍統治下沖縄におけるハンセン病療養所をめぐる人々』 ナカニシヤ出版.
- 全国ハンセン病療養所入所者協議会編, 2001, 『復権への日月』 光陽出版社.
- 全国ハンセン氏病患者協議会編, 1977 [2002], 『全患協運動史——ハンセン氏病患者のたたかひの記録』 一光社.

## 付記

本研究はJSPS科研費20H01589の助成を受けたものです。また、同科研費の研究会においてメンバーの皆様より貴重なご意見をいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

## 注

- (1) ただしこれ以前の1939年に既に入園者総代各舎長が園長から任命されている（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 444）。また、一新会は「園当局の方針に是々非々主義で臨む」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 159）組織だったためか、園からはすぐに解散が命じられる。したがって、公的には自治会ではないのだろうが、結成時高峰によって「職員の言いなりにばかりなっていると、座布団のようにぺしゃんこにされてしまう」と宣言されたような理念を持つ組織であり、園との関係をそれなりに保ちつつ入園者自身が入園者同士の紛糾を押しえていったため、後の「自治会の起源」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 103）とも表現される。
- (2) 特定のメンバーが会長職を複数回担っている——特に1960年代後半からはその傾向が強い——が、このことについては、「社会復帰ムードによって元気な人がどんどん社会復帰し」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 268）たことが原因とのこと。実際担い手不足に悩んでいたらしく、『時報（すむいで）』上でも、選挙で選ばれた候補者全員が辞退し「事態収拾委員会」が組織されたことが何度か報じられている。
- (3) 「一心会事件」とは1940年に起きた事件で、同年5月に寮長選挙があった際、沖縄愛楽園開園に尽力した病者の1人である青木恵哉を支持し療養所への収容を感謝する「感謝組」が優勢であったことに不満を持った、一心会系の入園者たちがストライキを起こし首謀者の高峰が退園処分を受けた事件（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 99-103; 159-160）。元々一心会は「感謝組」と収容に不満を持つ「不平組」との対立を解消することを目的として高峰が結成したものであり（とはいえ、結成時の一心会幹部からは青木ら協会幹部と、教会派の友川光夫（最終的に一心会幹部になり、後に自治会副会長等）らが外されていたとも）であった。しかし上述の寮長選挙の際、高峰は「今まで沖縄MTL相談所出身の青木一派の入園者を当選させ、感謝、感謝と職員の指導にただ迎合するような舎長ばかり選んでいたが、今度は“一心会”の幹部から選出するよう」（国立療養所沖縄愛楽

園入園者自治会編 1989: 101) 指令を出す。が、上述の通り選挙結果では「感謝組」が優勢で、選挙のやり直しを求めてストライキを起こしたという顛末である。なお、退園処分を受けた後も高峰は療養所内の入園者とコンタクトを取り指示を出していたとそうであり(国立療養所沖繩愛楽園入園者自治会編 1989: 102)、その際に当初幹部から外されていた友川ら3名(他は小浜勇と上間源光)が幹部として就任した。なお、この註を執筆するにあたっては『命ひたすら』における記述に依拠しているが、『命ひたすら』の編纂委員会には当事者の友川も含まれている。

- (4) 「新耕地事件」のあらましは以下の通りである。まず、久鷹ら新規入園者と不自由寮の人々が、耕作畑の自分たちへの割り当てがなかったため、「自分たちにも耕作畑を割り当ててほしい」と園にかけあったが「必要面積が少ない(土地がない)」とのことで園から拒否される。そうした中、久鷹ら新規入園者グループは、青木恵哉が「[皆に] 平等に畑を与えた場合畑に野菜などを作れる者とそれのできない弱い者との間に生活の差が生じ、物の不均衡が園内のいろいろなことに影響して諸悪の因になると判断し反対しているものと誤解」(国立療養所沖繩愛楽園入園者自治会編 1989: 106) したとのことで、青木を襲撃し殴打事件を起こす。結果、青木襲撃・殴打事件の首謀者(=久鷹)と他実行者2名、不自由者寮の主張をした首謀者が退園処分を受けることとなった事件。退園処分後も処分を不服とする新舎の病者(=新入園者)100人余りが園側に「新舎に入っている者全部を退園処分にせよ」と詰め寄った(以上(国立療養所沖繩愛楽園入園者自治会編 1989: 106-7)より)。評価混じりの部分はともかく、そういう事件が起きて退園処分を受けたのは事実なのだろう。久鷹らが転園してきた1942年から久鷹が会長となる1946年までは、入園者数が357人(1941年)→483人(1942年)→503人(1943年)→835人(1944年)→657人(1945年)→518人(1946年)とのことで(国立療養所沖繩愛楽園入園者自治会編 1989: 428)、久鷹らと同時期に転園してきて耕作畑割り当てを求めた新規入園者100人余りが1946年までずっと在園しておりかつ100人余り全員が久鷹に投票したというややハードルの高い仮定を置いて、それだけで自治会会長に選任されるとも思えないので、久鷹自身カリスマ性が高い人物でもあったのだろう。

- (5) 1949年に愛楽学園を屋我地村の饒平名校分校にしてもらいたいと認可を求めていたものの認められず、その後1951年に沖繩群島政府の文教局長屋良朝苗が来園した際に請願、1951年9月に沖繩群島政府(当時は平良辰雄知事)により、愛楽学園を政府立澄井初等中等学校として(付設若竹幼稚園と共に)認可。正規の教員3人に加え、自治会から補助教師4人と保母1人が付けられたとのこと(国立療養

所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 247)。

- (6) 1939年に開校した沖縄愛楽園内の学校。
- (7) 「退園者、在宅治療者、入園者の病歴カードと戸籍を厚生局にまとめ、それらの者の居住地保健所にカードを移し、保険管理をするという制度で、愛楽園入園者のものは名護保健所において保管され、退園する場合は一応厚生局にカードが送られ、その人の居住地保健所にさらに回送され、その人が居住地を変えた場合は、居住先の保健所にその都度回され」(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 279) という制度。知られたいくないことが不用意に知られる可能性が高い制度で、入園者が反対したため立ち消えに。
- (8) 「『格(較)差』がなかった／大したことがなかった」とか「『格(較)差』是正のために用いられた論理が妥当でなかった」とかそういうことを言いたいわけではない。今回はそこは——それほどは——問わないということである。念のため申し添えておきたい。
- (9) 本研究では実際の「格(較)差」の存在について問うことはしないと本文で述べたものの、実際に「格(較)差」があったこと自体は数字として裏付けられている。実際に自治会としても、本土復帰前の1970年に格差の比較表を——どのように使用したのかは不明だが——作成していたようである(沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編 2006: 739-740)。また、やはり本土復帰前の1971年1月に、小泉孝之全患協会長が愛楽園を訪れ、沖縄と本土の間に「格(較)差があることと、それを全患協本部としても取り上げて国会等に働きかけていくと講演内で述べたことをはじめ、愛楽園側に「格(較)差」の問題を論じて行くことの正当性を伝えたようであり、そのことが、愛楽園自治会にとっても「今後は自信をもって関係当局に当たれると、情熱と闘志を燃やす」ことにつながったと記されている(国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編 1989: 324)。
- (10) なお、「格(較)差」とは直接は関連しない要望も自治会は出しており、たとえば「隔離政策への反省」といったことも1970年代後半から全患協・全療協と足並みをそろえる形で要望され始めるようになっている。
- (11) 2000年代に入って何が「格(較)差」とされていたのかも気になるが、「格(較)差」の内実の詳細が見えないため別の資料を当たって検討したい。これに際しては、本研究末尾で示した課題の1つである、実際の子算資料等との照応作業も必要になるだろう。
- (12) 注11とも関連するが、「格(較)差」として示されているものの具体的数値(例えば入園者一職員比)の変遷や、あるいは『時報(すむいで)』にも掲載されて

いた新棟の建設記事等を目にすると、実際に訴えかけていたことが実を結んでいったこともうかがえる。職員と入園者の比を例にとると、本文中で引用したように、当初第1号（1973年7月）では本土では入園者3.5名に対し職員1名で、愛楽園では5.3名に対し1名だったのが、第7号（1974年4月）では愛楽園が5.1対1に（本土は変わらず）、第71号（1980年）では本土が3.1対1で愛楽園が3.8対1と、差はほぼなくなっていく。こうした、実際に「格（較）差」が解消されていく経緯も予算資料等も用いながら追うことが可能と思われるため、今後の課題としたい。

<sup>(13)</sup> これを受けて次号第19号で全患協事務局長の鈴木禎一による「本部見解」が掲載された。表に記載したもの以外としては、できるだけ各支部代表に発言機会を認めたこと、他の療養所も沖縄2園に対する理解を持っておりゆえに（ある程度）優先配分をしてきたこと、全患協全体として得られた成果を、完全ではないからと言って否定すべきでないこと、全患協としての団結が重要であることが述べられている。

<sup>(14)</sup> 本文中で述べたように、沖縄の罹患率の高さを根拠に「本土並み」化を訴えていた主な論者は犀川一夫であったが、だからといって犀川が「人権」等を軽視していたわけでもないと思われる。それは例えば、第8号（1974年5月）で犀川が以下のように述べていることからもうかがえる。

今まで私どもが声を大にして本土友園なみの較差是正を主張し続けた根本には、ただ単に入園者の経済的処遇、云わば有形的な要求のみにあったのではない。癩を病む人々の人間回復に連なる自主的な主張を続けて来たはずである。沖縄の幸福は、責任ある主体性に根ざした下からの盛り上がり以外にない事は我々の一貫した主張であったはずである。癩を病んでいると云う事で、一般の人々と差別されて処遇されてよい理由は断じてない。「復帰後三年目を迎えて」（園長の犀川一夫の文章。第8号、1974年5月）

ただし一方で、4.4節でも述べるように、犀川は、療養所内外の分断を避けるべしとも繰り返して論じており、ハンセン病療養所入園者だからこそ有する権利があると論理に対しては、やや距離を取っていた様子も見受けられる。

<sup>(15)</sup> 本題から外れるが、こうした文脈で沖縄愛楽園が「患者立」であるとの認識を示す表現が用いられることもあった。また、第49号（1978年9月）に掲載されたNHK座談会の記録においても、友川光夫氏が「愛楽園は患者自身が祈り、患者の持つ宗教が信仰がついに愛楽園の創立となり」と、ほぼ「患者立」の概念に近

いことを述べている。「患者立」の持つ社会学的な興味深さについては、福岡安則（2020）とそれに続く議論（本研究執筆時には未刊行だが）を参照されたい。

- (16) 表1で示したように（『命ひたすら』で記載されていることに誤りがなければ）高江洲は本土復帰後に転園してきた者である。そうした高江洲が、「愛楽園創立の心」に言及しているのは興味深いようにも思う。また、さらに余談めくが、1960年代半ば以降、自治会長は他園から転園してきた者が歴任しており、他園から来た（ニューリーダー的な）自治会長と、開園当初からいる古参のメンバーとの間にこうした記憶の共有がどのようにして図られていたのかいかなかったのか、実証は困難そうだが興味がわく部分ではある。
- (17) ただし、完全に一体化していたわけではないことにも注意が必要であり、個々のハンセン病者においてはこうした運動に対して——拒否まではしなくとも——温度差があったことを忘れてはならないだろう。
- (18) ただ、実際に「和」があったかというところは留保が必要であろう。たとえば、自治会役員選挙後当選者も次点者も全員辞退し「事態収拾委員会」が作られたこと（1973年など）や、1974年に「不良職員追放運動」が起き、沖縄選出国議員にそれへの協力を求めるような依頼が出されていたことなど、むしろ「和」が危険にさらされるようなことが実態としては起きていたことも背景にはあるのかもしれない。